# ID:　3057

## 担当部署:　農政課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 販売許可証の再交付 |
| **法令名****根拠条項** | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律　第24条第6項 |
| **法令番号** | 平成14年法律第88号 |
| 【基準】　法第24条第6項の規定による。　(販売禁止鳥獣等の販売の許可)第24条6　第1項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証(以下単に「販売許可証」という。)を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。 |
| **標準処理期間** | 30日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年4月30日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |